

加賀市建設工事総合評価落札方式運用基準

(趣旨)

第1条 本基準は、加賀市建設工事総合評価落札方式実施要領（以下「要領」という。）に基づき総合評価落札方式の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価落札方式の種類)

第2条 要領第2条に規定する総合評価落札方式を次の各号に区分する。

(1) 簡易型

入札価格及び施工上の留意点に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力等を一体として評価し、落札者を決定するもの

(2) 特別簡易型

入札価格及び企業や配置予定技術者の技術力等を一体として評価し、落札者を決定するもの

(総合評価落札方式の実施に関する基本事項)

第3条 総合評価落札方式は以下の工事の内容に応じ、簡易型、特別簡易型のいずれかで実施する。

(1) 簡易型

設計金額が3,000万円以上の工事で、施工計画及び施工実績等の技術資料を求めることが適切な工事

(2) 特別簡易型

設計金額が3,000万円以上の工事で、施工実績等の技術資料を求めることが適切な工事

(評価資料申請書等の提出)

第4条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 技術資料提出書（様式1）

(2) 企業の技術力調書（様式2）

(3) 配置予定技術者の技術力調書（様式3）

(4) 施工計画書（様式4） 簡易型のみ提出

(技術力の審査)

第5条 技術審査の担当者は次の各号によることを標準とする。

(1) 様式2、様式3の審査 契約担当課及び工事検査室の職員が行う。

(2) 様式4の審査 施工担当課及び工事検査室の職員が行う。

2 配置予定技術者が複数の場合は、配置予定技術者に係る評点は、最も低い評価となる者の評点をもって算定するものとする。

(評価基準)

第6条 要領第8条に規定する評価項目及び得点配分は、別紙1及び別紙2を標準とする。

(落札者決定の手続き等)

第7条 総合評価落札方式を行う入札の場合は、開札後落札者の決定を一旦保留した上で要領第4条の学識経験者の意見聴取を行った後、落札者を決定し、閲覧等により公表するものとする。

(評価内容の担保)

第8条 要領第12条に規定する技術提案等に対する履行の確認は当該工事の監督員が行い、工事検査室に報告しなければならない。

附 則

- 1 この運用基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事の請負の契約から適用する。

附 則

- 2 この運用基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事の請負の契約から適用する。